

# 提出書類の見本

※太枠で囲んだところの金額が保険料算定の基礎となります。

## ▼申告納税の方は、下図のような通知書(京都市の場合)

## ▶他の市町村も同様に、所得金額や年税額等の記載ページを一括提出してください。

**平成25年度 市民税・府民税 納税通知書 兼 税額決定通知書**

年税額	内陸市特別徴収税額	内年令特別徴収税額	内普通徴収税額
-----	-----------	-----------	---------

課税標準額と算出所得額

所得の種類	課税標準額	市民税	府民税
ア 総所得			
イ 山林・退職所得			
ロ 分離長期譲渡所得			
ハ 分離短期譲渡所得			
ニ 株式等譲渡所得			
ホ 土地株式等配当所得			
ヘ 先物取引所得			

税額控除等

課税標準額	市民税	府民税
調整控除		
配当控除		
寄附金控除		
外国税額控除		
調整額		

1枚目

3枚とも提出ください!

市税の納付には便利な口座振替をご利用ください。

- 口座振替は、納付書の裏面に記載の金融機関、全国のゆうちょ銀行直営店及び郵便局で取り扱っています。
- 「京都市市税口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関の窓口でお申し込みください。(依頼書は市内の金融機関、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局の窓口にあります。)
- お申し込みの際には、納税通知書や領収証書などの納税者コードがわかるもの、預貯金通帳及び通帳扉出印を御持参ください。
- 口座振替についてのお問い合わせは、行財政局税務部納税推進課(電話 075-213-5466)へ。

**平成25年度 市民税・府民税 課税明細書(1)**

所得金額	所得控除額	所得金額	所得控除額
総所得		山林・退職所得	
分離長期譲渡所得		分離短期譲渡所得	
株式等譲渡所得		土地株式等配当所得	
先物取引所得			

2枚目

**平成25年度 市民税・府民税 課税明細書(2)**

課税標準額と算出所得額

所得の種類	課税標準額	市民税	府民税
ア 総所得			
イ 山林・退職所得			
ロ 分離長期譲渡所得			
ハ 分離短期譲渡所得			
ニ 株式等譲渡所得			
ホ 土地株式等配当所得			
ヘ 先物取引所得			

税額控除等

課税標準額	市民税	府民税
調整控除		
配当控除		
寄附金控除		
外国税額控除		
調整額		

3枚目

## ▼給料制で源泉徴収の方は、下図のような通知書

**平成25年度 給与所得に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更 通知書(納税義務者用)**

所得	給与・収入 給与所得 その他の所得	課税標準額	市民税 府民税
所得控除	医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	課税標準額	市民税 府民税

納付額

納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
納付額												

## ▼非課税または紛失された方は、下図のような証明書

**市・府民税課税証明書**

納税義務者 在居 氏名

所得の金額

所得の種類	課税標準額	市民税	府民税
ア 総所得			
イ 山林・退職所得			
ロ 分離長期譲渡所得			
ハ 分離短期譲渡所得			
ニ 株式等譲渡所得			
ホ 土地株式等配当所得			
ヘ 先物取引所得			

税額控除等

課税標準額	市民税	府民税
調整控除		
配当控除		
寄附金控除		
外国税額控除		
調整額		

お願い

65才以上の方で特別徴収税額通知書の提出となる方は、申し訳ございませんが「課税証明書」の提出をお願いします。

理由：年金収入が反映されない場合があり、総所得金額が確定できないため。